

【2018 年第 13 号】

広東省 対外開放の強化措置を発表

何 薇波 HE WEIBO, HELEN

アジア法人営業統括部
アドバイザー室

T +852-2821-3647

E HELEN_WB_HE@HK.MUFG.JP

2018 年 10 月 2 日

株式会社 三菱 UFJ 銀行
MUFG Bank, Ltd.
A member of MUFG, a global financial group

2018 年 8 月 29 日、広東省政府は「対外開放の更なる拡大、外商投資の積極的利用に関する政策措置（改正版）」（粵府〔2018〕78 号、以下「本改正措置」）を公布し、対外開放を一段と進める措置を発表した。本稿では、その内容を紹介したい。

1. 背景

今年に入り、米中貿易摩擦が長期化する見通しが強まりつつある中、今後は中国輸出への影響のみならず、外国から中国への投資意欲にも影響が及ぶとの見方が出てきている。中国政府はこの状況を踏まえ、外国との経済貿易協力を強化し、貿易摩擦による影響を最小限に抑えるため、経済構造と投資環境を改善することを目的とした政策を次々と打ち出している。

その中、「積極的・有効的に外資を利用し、良質な経済発展の促進に関する措置」（6 月 15 日、国務院より発表）には外資企業の市場参入分野の拡大、投資利便化水準の向上などの措置が盛り込まれ、「外商投資参入特別管理措置」（6 月 28 日、国家発展改革委員会と商務部により発表）では外商投資の制限が大幅に削減されたネガティブリストが公布された。

広東省政府は去年 12 月に財政支援の提供・研究開発への支援・金融支援の強化にフォーカスした「対外開放の更なる拡大、外商投資の積極的利用に関する若干の政策措置」（以下「前回の措置」）を発表したが、今回は、国家の対外開放強化の方針に従い、財政支援の拡充、用地確保の強化などにおける新たな措置を取り入れた「本改正措置」を策定した。

2. 主な内容

本改正措置には、前回 10 項目中、外商投資誘致の更なる促進・財政奨励金制度の拡充など主に 5 項目において強化措置が加われ、その主な内容は以下の通り。

項目	前回の措置(抜粋)	本改正措置(抜粋)
参入可能分野の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出資比率制限の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 特殊車両・新エネルギー車の製造投資、銀行、証券会社、ファンド管理会社(証券投資)、先物取引会社、生命保険会社 ■ 出資比率制限をの撤廃 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 船舶の設計、リージョナルジェット機・多目的航空機の補修 ✓ 国際海上運輸、鉄道旅客運輸 ✓ 人材サービスの提供、ガソリンスタンドの建設・運営 	<p>改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 外商独資企業設立の奨励 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 特殊車両、新エネルギー車の製造 ✓ 船舶の設計・製造・補修 ✓ 大型機・リージョナルジェット機・多目的航空機の設計・製造・補修 ✓ 3トン以上のヘリコプター、無人航空機と軽航空機の設計・製造 ✓ ガソリンスタンドの建設・経営 ✓ 国際海上運輸・鉄道旅客運輸 <p>規定内容の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 次の業種における外資持分比率を51%までに拡大 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 証券会社・ファンド管理会社(証券投資)・先物取引会社・生命保険会社 <p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 出資比率制限の撤廃 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 広東省に設立した中資系銀行・金融資産管理会社 ■ 外資銀行による広東省での支店と子会社の同時設立を認可 ■ 広東省で勤務する外国籍個人投資家による国内証券売買アカウントの開設を認可
財政補助金制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2017～22年に会社の新設・増資の場合、実質外資利用額(以下「α」)に基づき、2%以上の奨励金を支給(上限1億円) <p>* 適用条件:</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会社の場合: α > 5,000万米ドル 統括会社の場合: α > 1,000万米ドル 増資の場合: α > 3,000万米ドル 	<p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2018～22年までに、域外投資者が域内居住者企業からの配当金により広東省で再投資する場合、省政府と市政府より奨励金を支給
用地保証の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外商投資額(実行ベース)が10億元超のプロジェクト、世界上位500企業および業界大手企業の統括会社または地域統括会社による自社オフィスビルの建設に対し、省・市が共同で土地確保をアレンジ ■ 外資製造企業が工業用不動産を生産性サービスの提供およびクリエイティブ・スペースの設置に使用する場合、5年以内は従来の土地利用目的のまま使用可能。5年経過後は関連規定に従って手続きする ■ 外資企業と政府が共同出資した医療・教育・文化・介護・スポーツなどの公共サービスプロジェクトに対して、割当方式で土地使用権を獲得可能な場合、国有建設用地の使用権による現物出資を許可 	<p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「広東省重大産業プロジェクト土地使用クォータ奨励弁法」の適用条件を満たした重大な外商投資プロジェクトに対し、所定基準に基づき土地使用クォータを奨励。その中、投資額が20億元以上、かつ一定の投資強度¹の要件を満たし、土地使用関連手続きが完了した外商投資重大プロジェクトに対し、用地クォータを全部確保 ■ 外商投資重大プロジェクトに対し、当年度の土地使用クォータが不足している場合、各地政府は規定に基づきクォータを前倒して申請可能

¹ 投資強度＝固定資産投資額(工場、設備、土地価額を含む)/土地面積

項目	前回の措置(抜粋)	本改正措置(抜粋)
金融支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外商投資企業が広東自由貿易区(以下「自貿区」)及び域外での債券発行を支持し、域外で集めた資金を国内へ調達し資本金として利用することを認可 ■ 多国籍企業による自貿区での人民元双方向プーリング展開を奨励 ■ 航空機・船舶のオペレーティングリースによる外貨リース料の回収に関して、パイロットを積極的に展開し、自貿区内の外資ファイナンスリース企業がパイロット資格の獲得と外貨決済を行うことを奨励 ■ 知的財産権・商標権および著作権に関する知的財産権担保融資の展開を試行 	<p>改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 外商投資企業が自貿区内または域外での債券発行を支持し、域外で集めた資金を国内へ調達し利用することを認可 <p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自貿区において、クロスボーダープーリングへの参加要件を緩和 ■ 外資による QFLP² 業務を支持し、適時に広東省全域へ水平展開
投資と貿易利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政府審査の権力・責任範囲および基準を更に統一を図り、投資審査のプロセスを改善して現行の審査事項と審査時間を 1/4 削減 ■ 外商投資企業の設立・変更・備案などの業務を県(または市、区)の商務部門に担当させ、医療機構・旅行会社・ガソリンスタンドなどの分野における外資企業の設立・変更など元々省レベルの許可を必要とする 18 項目の業務を各地区レベル以上の市政府の関連部門に権限委譲 ■ 省内全ての港で国際貿易「単一の窓口」の利用を促進し、貨物通関時間を 1/3 短縮 	<p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「多証合一」³ 改革及び外商投資ネガティブリスト以外の分野における外商投資企業備案と工商登記などの手続きが一回の申請で全て完了する措置を推進し、外商投資企業の設立に必要な時間を 5 日以内に短縮 ■ 外商投資ネガティブリストに該当する分野において、10 億米ドル以下の外商投資企業の設立及び変更備案は各地市政府へ権限委譲 ■ 工商登記「銀証通」⁴ サービスを「一帯一路」沿線国・地域に拡大し、域外投資者が域外の所在地にて工商登記の申請資料を提出できる措置を推進 ■ 香港・マカオ投資者が広東省にて企業を設立する場合、申請に必要な提出書類を簡素化

3. まとめ

本改正措置は、国家の外資促進政策の方針に沿って土地保障の強化や投資・貿易利便性の向上を目指す実務上の政策が加えられるだけでなく、域外投資者が配当金を域内再投資へ利用する場合における奨励金の支給など、他地域にはない独自の優遇政策が含まれる。

昨年 12 月に、中国財政部・国家税務局・国家発展改革委員会・商務部は共同で「外国投資者の配当金直接投資に係る源泉所得税の課税猶予の問題に関する通知」(財税[2017]88 号)を公布した。当該政策は、外国投資者が中国国内居住者企業から得た配当金を奨励類の外商投資プロジェクトに直接投資する場合、一定の条件に合致していれば納税義務(所得税⁵)が繰り延べられる優遇政策である。本改正措置は配当再投資に対し、更に奨励金の支給により将来発生し得る税務コストを低減させ、多国籍企業による広東省での再投資を促進することが期待されるだろう。

² QFLP(Qualified Foreign Limited Partner)は、外国の機関投資家が域外資金を人民元に両替して中国国内のプライベート・エクイティ・ファンドやベンチャー・キャピタルに投資することを指す

³ 従来の工商登記証・組織機構コード証明書・税務登記書などに別々にあった情報を一つの証書に集中させる利便性増進措置

⁴ 企業が銀行の海外支店に広東省における企業設立の申請資料を提出できるサービスを指す

⁵ 配当金に対する所得税率は各国との租税協定によるが、通常は 10%

本改正措置では、関連細則が3ヶ月以内に改正されることが明確化されており、各地政府による新措置の公表に留意する必要がある。弊室では今後の動向を引き続き注視していきたい。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。

Copyright 2018. MUFG Bank, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.